安　全　管　理　規　程

水間急配株式会社

2024年9月21日施行

目次
第1章　総則
第2章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第3章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第4章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章　総則

（目的）
第1条
　この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法第15条（輸送の安全性の向上）及び貨物自動車運送事業安全規則第2条の2（輸送の安全）の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第2条
本規程は、当社一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）
第3条
代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）
第4条
前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の揚げる事項を実施する。
1　輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する事。
⑵　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
⑶　輸送の安全に関する社内監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じる事。
⑷　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
⑸　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2　下請事業者を利用する場合にあたっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等密接な関係に有る場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するように努める。

（輸送の安全に関する目標）
第5条
第3条に揚げる方針に基づき、目標を設定する。

（輸送の安全に関する計画）
第6条
前条に揚げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（代表取締役等の責務）
第7条
代表取締役は、輸送の安全を確保する最終的な責任を有する。
2　経営者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3　経営者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4　経営者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）
第8条
次に揚げる物を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために企

業統治を的確に行う。
⑴ 安全統括管理者
⑵ 運行管理者
⑶ 整備管理者
⑷ その他必要な責任者
2 各営業所責任者並びに経営管理者は、運営推進部長及び安全統括管理者の命を受け、輸送の安全を確保に関し、各営業所責任者を統括し、指導監督を行う。
3 各営業所責任者は、運営推進部長及び安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所内を統括し、指導監督を行う。
4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、運営推進部長及び安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）
第9条
取締役のうち、安全規則第2条の6（安全統括管理者の要件）に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
⑴ 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
⑵ 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
⑶ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

（安全統括管理者の責務）
第10条
安全統括管理者は、次に揚げる責務を有する。
⑴ 社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
⑵ 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
⑶ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
⑷ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
⑸ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、臨時、社内監査を行い、取締役会に報告すること。
⑹ 経営者に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置に講じること。
⑺ 運行管理が適性に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
⑻ 整備管理が適性に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
⑼ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
⑽ その他の輸送の安全を確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）
第11条
輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）
第12条
経営者と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、見過ごさす、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）
第13条
　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営者又は運営推進部、総務管理部に速やかに伝達されるように努める。
3　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進みように必要な指示等を行う。
4　自動車事故報告規則（国土交通省へ提出が義務化されている事故）に定める事故、災害等が有った場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）
第14条
　第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する社内監査）
第15条
　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実務責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に2回以上、時期を定めて輸送の安全に関する社内監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合は、緊急に輸送の安全に関する社内監査を実施する。
2　安全統括管理者は、前項の社内監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事故が認められた場合はその内容を、すみやかに、取締役会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）
第16条
　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の社内監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
2　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）
第17条
　安全統括管理者は次の事項において、毎年度外部に報告する。
⑴　輸送の安全に関する基本的方針
⑵　輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
⑶　自動車事故報告規則第2条（国土交通省へ提出が義務化されている事故）に規程する事故に関する統計
⑷　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
⑸　輸送の安全に関する重点施策及び計画
⑹　事故、災害等に関する報告連絡相談
⑺　安全統括管理者、安全管理規程
⑻　輸送の安全に関する教育及び研修の計画
⑼　輸送の安全に関する社内監査結果及びそれを踏まえた措置内容

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第18条
　本規程は、業務に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2　輸送の安全に関する業務運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、社内監査の結果、経営者に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3　前項に揚げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付則
第19条
　本規程は、令和6年9月21日から実施する。